

経 広 第 254 号

平成 26 年 7 月 8 日

大阪社会保障推進協議会

会 長 井上 賢二 様

寝屋川市経営企画部部長

兼市長室長 溝口 正博

2014 年度自治体キャラバン行動・要望書に対する回答について

2014 年 6 月 3 日付けで要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり
回答いたします。

連絡先

寝屋川市経営企画部広報広聴課

電話 072-824-1181 (内線 2276)

2014年度自治体キャラバン行動・要望書 寝屋川市回答

要求項目	回答	担当課
<p>1. 職員問題について 自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。 特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。</p>	<p>職員採用及び職員配置については、「第5期定員適正化計画」に基づき、効率的・効果的な市民サービスが提供できるように、適正に行ってまいります。 非正規職員の処遇については、国の動向を踏まえ対応してまいります。</p>	人事室
<p>2. 国民健康保険・医療について ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げることを。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの平均割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。 いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。</p>	<p>一般会計からの繰入金につきましては、ルールに基づき繰入れを行っております。 国民健康保険料につきましては、加入されている被保険者の医療費の総額から、国・府の支出金などの歳入を差引いた額を賄うため、法及び条例に基づき算出しております。 保険料の減免につきましては、寝屋川市国民健康保険の保険料の減免に関する要綱に基づき実施しており、今後もこの規定の中で実施してまいります。 一部負担金減免につきましては、公平性の観点から、国基準に沿った運用を図っております。 同制度についてはホームページに記事掲載を行いつつ、窓口対応を基本として、今後もきめ細かな対応をしてまいります。 なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免への影響についてはありません。</p>	保険事業室
<p>②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえば滞納をしていても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。</p>	<p>資格証明書等の発行につきましては法に基づき、被保険者間の負担の公平を図るため措置しているものであり、理由も無く保険料を滞納している世帯には、今後も実施してまいります。 高校生世代までの対象者には短期被保険者証を交付しております。 財産調査・差押を実施するに当たり、法令を遵守することは当然のことであり、事前の納付折衝を十分に行った上で財産調査・差押を実施しております。また、生活保護世帯等につきましては、十分調査の上、滞納処分の停止も含め適切に対応しております。 差押禁止財産については、法令に基づき適切に対処してまいります。</p>	保険事業室
<p>③国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。</p>	<p>事務執行に必要な通知等の情報については、室内で共有しております。</p>	保険事業室

要求項目	回答	担当課
④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。	生活保護担当課とは、連携・情報共有を行っております。	保険事業室
⑤国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。	運営協議会は、公開し傍聴も可能であり、資料についても閲覧及び複写をすることができます。（複写は実費負担） また、会議録及び資料については、ホームページで公開しております。	保険事業室
⑥2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より抛出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならぬという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。	大阪府に対しては、従前より保険財政共同安定化事業に対する激変緩和措置をはじめ、財政調整交付金による支援の充実等を要望しており、今後も引き続き行ってまいります。	保険事業室
⑦福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。	福祉医療助成に対するペナルティ分に関する国庫補助の減額については、国に中止するよう引き続き要望してまいります。また、一般会計からの繰入金につきましては、ルールに基づき行っております。	保険事業室
⑧無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。	無料低額診療事業については、窓口負担軽減の相談時における面接の中で対応しております。	保険事業室
3. 健診について		保険事業室
①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。	平成20年度より、尿酸、クレアチニンを上乘せしており、さらに平成25年度より心電図・貧血検査を市独自の基準で拡充実施しております。 費用については市民税非課税世帯および70歳以上は無料としております。	保険事業室
②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。	各種がん検診等は、集団検診として、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診・骨密度検診・肝炎ウイルス検診・胃がんリスク（ABC）検診を実施しております。また、市内委託医療機関において、子宮がん検診及び大腸がん検診を実施しております。	健康増進課
	子宮がん健診及び大腸がん検診については取扱い医療機関での特定健診との同時実施は可能です。	保険事業室
③人間ドック助成を行うこと。	平成7年度より人間ドック受診費用の助成制度を設けております。	保険事業室

要求項目	回答	担当課
④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。	一部委託医療機関により、土日・夜間の健診についても実施されています。	保険事業室
	休日検診として、乳がん検診、肺がん検診及び胃がん検診を、各年1回実施しております。	健康増進課
4. 介護保険について ①第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。	一般会計からの繰り入れによる介護保険料の引き下げについては、国・府より適切でないとの指導を受けております。市独自の保険料減免については、考えておりません。低所得者の介護保険料軽減については、国に要望しております。	高齢介護室
②国庫負担割合の引上げを国に求めること。	国庫負担割合の引き上げについて、従前より国に要望しております。	高齢介護室
③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等)を明らかにすること	平成27年度以降のサービス提供については、次期高齢者保健福祉計画策定の中で検討してまいります。	高齢介護室
④利用者負担割合を引上げなこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。	利用者負担については、法に基づき適切に対応してまいります。本市では、国及び府に対し、低所得者に対する利用料の軽減策について、総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齢介護室
⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。	特別養護老人ホームなど施設、居住系サービスにつきましては、高齢者保健福祉計画に基づき整備しております。サービス付き高齢者向け住宅につきましては、大阪府と連携し対応してまいります。	高齢介護室
⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。	介護保険サービスの算定については、法に基づき適切に判断しております。	高齢介護室
⑦第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。	地域包括支援センターは、日常生活圏域に2ヶ所(中学校区ごと)、市全体で12ヶ所を設置しています。	高齢介護室

要求項目	回答	担当課
5. 障害者の65歳問題について ①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、関係課との連携を図りながら、利用者の立場に立った適切なサービス提供が行われるよう対応しております。	高齡介護室
②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。	本市では、国及び府に対し、低所得者に対する利用料の軽減策について、総合的かつ統一的な対策を講じるよう要望しております。	高齡介護室
6. 生活保護について ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。	生活保護の実施体制については、被保護世帯の実態に応じてケースワーカー及び各種支援員等を配置しています。生活保護の適正実施のため研修会などを実施しています。窓口対応については生活保護実施要領に基づき、適切に対応しています。(平成26年6月13日 寝屋川社保協 懇談済み)	保護課
②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。	「しおり」や「手引き」については必要に応じて修正しています。「しおり」を窓口カウンターに備えています。なお、申請用紙については窓口にて備えており、申請者の相談をお受けし、事情をお聞きしたうえで、申請の意思のある方にお渡ししています。	保護課
③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。	保護決定前に指導・指示はしていません。厚生労働省から無料職業紹介事業所の認可を得て、求人開拓事業を実施しています。	保護課
④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。	生活保護手帳に従い対応しています。制度については、保護開始時に渡しています「保護の説明」に記載しています。	保護課
⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。	休日、夜間等においても、被保護者や医療機関からの問い合わせに対応しています。また、被保護者の状況に応じて「生活保護法 夜間・休日緊急用受給者証」を発行しています。	保護課
⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。	自動車の保有の基準に基づき判断するとともに、使用範囲については個別に検討し決定しています。(平成26年6月13日 寝屋川社保協 懇談済み)	保護課

要求項目	回答	担当課
⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	窓口での暴力的言動に対応するため警察OBは引き続き配置します。 本市生活保護適正化ホットライン事業は、生活保護制度の適正化に向けた取り組みであり、引き続き適切に実施します。(平成26年6月13日 寝屋川社保協懇談済み)	保護課
⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。	介護扶助の給付については生活保護実施要領に基づき、適正に対応しています。 ケアプランの介入についてはしていません。	保護課
7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて ①こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1)全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2)1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3)831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。	平成23年9月より、入院・通院とも小学校卒業まで拡大し、所得制限の廃止を実施しております。また大阪府に対しては、対象範囲の拡大等も含め、制度の拡充を引き続き要望してまいります。	保険事業室
②妊婦健診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。	妊婦と胎児の健康管理の充実及び妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図るため、平成25年度より妊婦健康診査助成限度額を12万円(回数14回)としております。	健康増進課
③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみること。 ・通年手続きが学校以外でもできるようにすること。 ・第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。 ・昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。	・就学援助の適用条件につきましては、府内各市の実施状況等を踏まえ、設定しております。 ・申請手続きにつきましては、従前より教育委員会で受付手続きを実施しております。 ・就学援助は、保護者等への経済的支援であるため、最新の正確な所得情報を用いて、認否を判定する必要があり、前年所得確定前の認否判断については、認否判定の結果によっては、市民の混乱を招くことも懸念されます。 そのため、第1回の支給につきましては、前年所得の確定後としております。 ・生活保護基準引き下げによる影響につきましては、現在、認否作業中であり把握できておりません。また、対策は特に講じておりません。	教育総務課

要求項目	回答	担当課
④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。	子育て世代支援としては、現在、地域子育て支援拠点事業や、地域交流事業などを実施しております。	こども室
⑤独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。	本市独自での現金支給制度を実施することは、現在、考えておりません。	こども室
⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。	中学校給食については、民間調理場を活用したお弁当方式で完全給食、全員喫食で実施しております。	施設給食課
⑦ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。	<p>人口の流入・流出の動向につきましては、平成16年から平成25年までの社会減少の平均値は、平成6年から平成15年までの10年間に比べ、減少しており、人口の流出の割合が緩やかになってきているものと認識しております。</p> <p>生産年齢人口の確保のための施策展開につきましては、本市に住みたい、住み続けたいと願っていただけるよう「魅力ある都市空間の創出」や「子育て・教育環境の充実」などの施策を積極的に推進してまいります。</p>	企画政策課
	<p>全12中学校区に地域子育て支援拠点を設置するとともに、子育ての不安や負担感の軽減を目的とした子育て応援リーダー事業、孤立しがちな家庭に対する各種訪問事業など、さまざまな子育て支援施策を実施し、少子化対策に取り組んでおります。</p>	こども室